

役員等の報酬に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人すばる定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

（費用弁償）

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用弁償をする。

ただし、管理者等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

（1）理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

自家用自動車による場合	1 k mにつき 37 円 （1 k m未満の端数切捨て）
その他	旅費規程による

（2）監事が、監査を実施した場合の費用弁償

自家用自動車による場合	1 k mにつき 37 円 （1 k m未満の端数切捨て）
その他	旅費規程による

3 費用弁償の支払いについては、片道 5 k m以上の人を対象とする。

（改廃）

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成18年10月20日から施行する。

①附則 （平成29年5月22日理事会承認、平成29年6月23日評議員会承認）
この規則の変更は、評議員会の変更承認があった日から施行する。